

## 標準質問票に係る回答の手引き

2025年5月12日版

### 質問票全般に関する考え方

マネロン・テロ資金供与リスクは、業務の規模、取引形態（相対、外交、コールセンター、インターネット及びこれらの組合せなど）、取扱商品の種類、顧客居住地などを含む顧客属性、等々、各販売社でそのリスクの特性（固有リスク）が異なるものと理解しております。各販売会社におかれでは、自らのリスク特性を把握するために、リスクの特定とその評価を行われているものと考えます。また、各販売会社は自社のリスク特性に合わせたリスクベースでのリスク管理態勢の構築が求められているものです。本質問票は、前半部分が **Wolfsberg FCCQ**（日本語仮訳付き）、後半部分は販売会社への追加質問という構成になっています。

本質問票は犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下、「犯収法」）等の法令や規則に基づくものではありませんが、投信委託会社がそれぞれ異なる各販売会社のリスク特性とそれに基づいて構築されたリスク管理態勢を理解し、その理解に基づいて販売会社のマネロン・テロ資金供与リスクを評価するうえで重要な基礎となるものと考えております。従って、各投信委託会社は、各販売会社の業務概要に係る理解を前提に、各投信委託会社の基準に則りリスク評価を行うものであり、各質問事項に全て、または一律の回答がされなくても、直ちに「リスクが高い」などの画一的な評価になるものとは考えておりません。他方、標準質問票は、販売会社において整備することが期待されている一般的なレベルのマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢を前提に作成している点についてもご留意ください。

また本質的には各販売会社におけるリスクは、当然のことながら各販売会社が最も正確に把握されていることと考えられますので、回答の内容（「空欄でも良い」などの判断）は、一義的には各販売会社においてご判断いただけるものかと思います。こちらも同じく、各投信委託会社は各社の基準に則りリスク評価を行うものであり、回答自体をされない質問事項があったとしても直ちに「リスクが高い」などの画一的な評価になるものとは考えておりません。

一方で、今回、標準質問票を使用する目的の一つは、投信委託会社だけでなく各販売会社におけるデューデリジェンス・プロセスの効率化でもあります。なお、回答いただくにあたって、質問の趣旨に比して多くの労力を割く必要を生じさせてしまうことや、質問の趣旨が正しく伝わらず回答に苦慮させてしまうことを防ぎ、より正確な理解や、回答に当たっての考え方の整理等のご参考には資し、効率的にご回答をいただくための一助として、本「標準質問票に係る回答の手引き」を作成しました。

前半部分の **Wolfsberg FCCQ** への回答の手引きは **Wolfsberg** が公表している **CBDQQ Guidance** 及び **CBDDQ/FCCQ FAQs** をご参照ください。

[Resources - Wolfsberg Group](#)

<https://wolfsberg-group.org/resources>

項目番号	標準質問票の質問	標準質問票の質問へのFAQ	回答の手引き
D1-1	<p>貴社における代表者・取締役・執行役に <b>Politically Exposed Persons ("PEPs")</b> が含まれますか。</p> <p><b>PEPs</b>・・・国内外において公的地位を有する者およびその近親者（犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく外国<b>PEPs</b>に加えて、国内において犯収法規則第15条の第1号～第7号に該当する者も含みます。）</p>	<p>現行の犯収法関連法令及び当局が示すガイドライン等において国内<b>PEPs</b>に関して、その定義や管理の要諦等は示されていない認識です。それゆえ、国内<b>PEPs</b>という属性区分を設けて自社の役員の情報を管理している販売会社はほとんどないのではないかと考えますし、その場合には、改めて役員の情報を調査する必要があります。仮に区分を持ち管理している会社があつたとしても、その基準（定義）は統一されたものではないと理解しています。</p> <p>また、金融庁の「FATF 審査結果と今後の対応方針に係る説明会」に関連し、事前質問に対する金融庁からの回答の中でも、「国内<b>PEPs</b>については、マネー・ローンダーリング対策の有効性を直接把握できない外国<b>PEPs</b>と、おのずから対策の必要性の程度が異なると考えており、国内<b>PEPs</b>をどうするかについては、勧告の内容等を精査しつつ、慎重な検討を行う必要がある」とされております。その中でこの問い合わせを行うことは、国内<b>PEPs</b>というものを特別に管理しなければならないのではないかという誤解を与えることにもなりかねません。回答の必要性はないのでしょうか。</p>	<p>ご存じの通り、FATFは、2012年に<b>PEPs</b>の概念に国内<b>PEPs</b>を追加した勧告を出しました。また、第4次対日相互審査報告書の<b>PEPs</b>に関する審査結果において、日本の金融機関における国内<b>PEPs</b>の取扱いが <i>partially compliant</i> であった一因でもあります。</p> <p>法令の遵守はミニマム・スタンダードです。販売会社のマネロン・テロ資金供与リスクを評価するにあたっては、業務実態とマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の双方を考慮する必要があります。国内<b>PEPs</b>の管理をしていないことを以てすぐさま当該販売会社のリスクを「高」と評価するものではありません。国内<b>PEPs</b>を<b>PEPs</b>管理に含んでない販売会社においては、現在国内<b>PEPs</b>の管理をしていない理由及び今後の対応方針について当該質問票の「追加情報記入欄」にご記入いただき、各販売会社の<b>PEPs</b>の定義に合わせてご回答ください。</p>
D1-1a	もし、「はい（ <b>PEPs</b> が含まれる）」であれば、その <b>PEPs</b> の概要をご記入ください。		
D1-2	<p>貴社の実質的支配者が存在しますか。</p> <p>実質的支配者・・・貴社の議決権の一定割合（25%以上）を直接または間接に所有する等により、貴社の経営に対して支配力を有する自然人。当該自然人がいない場合は、貴社議決権の一定割合（25%以上）を直接または間接に所有する等により、貴社の経営に対して支配力を有する法人。</p>	犯収法において、上場会社は国等として扱われ、実質的支配者の確認は不要である認識です。その場合、上場している販売会社はどのように回答すればよいですか。	上場会社等で実質的支配者の該当がない場合には、「No（いいえ）」をご選択ください。
D1-2a	もし、「はい（実質的支配者が存在する）」であれば、その実質的支配者の概要をご記入ください。		
D2-1	貴社は <b>AML, CFT</b> 及び制裁プログラムを定期的に見直していますか。	「定期的に、又はマネロン等対応事案が発生した場合は直ちに、上記リスクの特定・評価・低減のための方針・手続・計画等の実効性及び見直しの要否について、検証する。」としており、具体的な実施状況を回答する趣旨は何か。	ご理解の通り、左記の問は、定期的な見直しの実施状況を把握するための質問です。対応事案発生時の見直しはもとより、例えば年に1回等の定期的な見直しがより効果的なリスク低減措置である、との考えから設けております。実状に合わせて、選択肢にてご回答いただき、直近の改訂日をご記入ください。
		「 <b>AML, CFT</b> 及び制裁プログラム」とはどのようなものを指しているのですか。	金融庁による「マネー・ローンダーリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」において構築が求められる「マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢」と同義とお考え下さい。海外では管理態勢に相当する単語として <b>Program</b> がよく使われています。本邦では、マネロン及びテロ資金供与リスクの概念の中に制裁規制違反リスクを取込んでいますが、海外では制裁規制違反リスクを単独で取扱うことが多いです。また、海外の金融機関の「金融犯罪（Financial Crime）」を

項目番号	標準質問票の質問	標準質問票の質問へのFAQ	回答の手引き
			担当する部署は、AML、CFT及び制裁に加えてABC（Anti-Bribery and Corruption：腐敗防止）に関するリスクも取り扱うのが通例のようです。
D2-2	貴社は業務委託先（販売の再委託先を含む）をAML,CFT及び制裁プログラムの対象としていますか。	業務委託先とは具体的にどのようなものが想定されますか。	投信の販売の再委託先としては、IFAやIFA法人等の金融商品仲介業者、金融商品取引業者、登録金融機関等が考えられます。その他の業務委託先としては、運用権限の委託先、投信基準価額の計算の委託先、運用にかかるミドル・バックオフィス業務の委託先、等を挙げることができます。
D4-1	貴社には、AML, CFT 及び制裁関連の法令が新たに施行される際、または改定される際に、従業員に周知する方法を定めたり、書面化された方針および手続きはありますか。	すべての販売会社等で手続きの書面化が必要かどうかは異なるのではないでしょうか。	各種手続きの継続的実施を確保するためには、基本的には書面化が有意義と考えております。「手続きの書面化（社内規則の策定等）は行っていないが、必ず役員・社員に周知している。」というご回答の場合は、「必ず役員・社員に周知する」ことをどのように確保しているのか、別途、当該質問票の「追加情報記入欄」にてご説明下さい。
D5-1	貴社の投信販売における顧客層をお答えください。	問の趣旨が明確ではありません。マネロンの観点から非居住者との取引の有無を確認されたいのであれば、「D5-1e」の質問のみとして、直接問い合わせられるべきではないでしょうか。	D5-1そのものではなく、D5-1a～D5-1gへの回答をお願いしております。 投信委託会社としては、必ずしも非居住者との取引の有無だけがリスク評価を行なう上で必要な情報ではなく、販売会社のターゲットとする顧客層の情報をもとに、大まかな顧客属性（販売会社の固有リスクの構成要素の一つ）を把握するための質問です。 各販売会社において経営方針等で想定する「主要顧客層」などの概念を基にお答えいただくのも選択肢の一つとして分かりやすいかと思います。
D5-2	顧客を何らかの属性により限定している場合には、それを確保する方法をご記入ください。（例えば、住民票、パスポート、登記、定款の提示を求める等）	問の趣旨が明確ではありません。	例えば、顧客受入方針等で、非居住者や特定の事業者等を顧客にしないと規定している場合においては、それを確保するために、どのような証跡を用いて確認を行っているのか具体的な確認書類や確認方法等をご回答ください。 顧客受入方針等において顧客の属性を限定している場合、その販売会社のマネロン・テロ資金供与リスクが低くなることが考えられます。そのため、顧客属性を限定することを確保する方法の有効性を理解するために必要な問い合わせあると考えます。
D5-3	投信顧客との取引形態をお答えください。	非対面取引の注記にある「「あり」の場合、全顧客に占める非対面顧客の比率をご回答ください。」との項目の趣旨が不明確です。またどのような比率（実取引の割合、取引可能な顧客の比率等）を答えるのかが不明です。更に求める比率によっては、調査等に大きな負担を生じさせるおそれがあります。	犯罪収益移転危険度調査書において、非対面取引は危険度の高い取引に挙げられております。従いまして、販売会社の全顧客に占める非対面顧客の比率は、当該販売会社における固有リスクを把握する要素の一つであり、当該固有リスクをより具体的に可視化するための質問です。

項目番号	標準質問票の質問	標準質問票の質問へのFAQ	回答の手引き
			<p>取扱いのある顧客の有無を各欄へご回答ください。販売会社における全顧客に占める非対面顧客の比率は、全投信顧客（口座数）に対する非対面投信顧客（口座数）の比率を想定していますが、残高がある口座数の比率、取引可能な顧客の比率等、既に把握している計数がありましたら、その旨を注記いただいた上で、当該計数でご回答いただいても構いません。</p> <p>なお、どの投信委託会社からも同じ質問が来ますので、一度回答を準備する負担が生じたとしても、その回答を何度も使えることになるので、マネロン・テロ資金供与リスク管理の強化が求められる中では業務の効率化にも資すると考えます。</p>
D5-4	取引形態が非対面の顧客について、EDDを行っていますか。 EDDを行っていない場合にはその理由をご回答ください。	犯収法において、非対面顧客のすべてが EDD が必要な顧客とはされていないと認識しております。EDD の用語を用いた問い合わせ不適当ではないでしょうか。	<p>犯罪収益移転危険度調査書において、非対面取引は、危険度の高い取引に挙げられております。実状を鑑み、選択肢にてご回答ください。非対面取引であっても必ずしも EDD の対象としない場合は、理由をご記入ください。</p> <p>また、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」）の、II-2（3）（ii）顧客管理（カスタマー・デュー・ディリジェンス：CDD）【対応が求められる事項】⑦において、マネロン・テロ資金供与リスクが高いと判断した顧客については、リスクに応じた厳格な顧客管理（EDD）を実施することが求められています。</p> <p>更に、平成 30 年 2 月 14 日パブリックコメント No.79～84 においても、「顧客及び実質的支配者について、何を、いかなる方法で確認・勘案等すべきかについては、単一の法令・ガイドライン等で求められる最低水準を画一的に全ての顧客に当てはめるのではなく、リスクが高い場合についてはより深く、証跡を求めて確認を行うなど、リスクに応じた対応を図るべきと考えます。」とされています。</p> <p>上記の通り、また実務においても、一般に非対面顧客との取引はリスクが高いと考えられており、より厳格な顧客管理が必要となっています。個社の事情により非対面顧客との取引であってもリスクが高くない、対面顧客と同等のリスクである、とお考えの場合には、なぜそう考えることができるのかの理由をご記入いただきたいと思います。</p>
D5-5	顧客について AML, CFT 及び制裁リスクに関するリスク分類（例えば、High, Medium, Low 等のリスク・レーティング）を付与している場合、リスク分類ごとの見直しの頻度をご回答ください。	投信委託会社に対して、ここまで詳細に回答する必要があるのでしょうか。	<p>顧客リスクに応じて見直しの頻度を異にしていると思いますので、実状を鑑み、選択肢よりご回答ください。</p> <p>ガイドラインの II-2（1）リスクの特定【対応が求められる事項】④において、投信委託会社は、販売会社のリスク管理態勢の有効性も含めマネロン・テロ資金供与リスクを検証することが求められています。</p> <p>マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質</p>

項目番号	標準質問票の質問	標準質問票の質問へのFAQ	回答の手引き
			<p>問 (FAQ) II-2 (3) (ii) 顧客管理（カスタマー・デュー・ディリジェンス：CDD）【対応が求められる事項】⑩  <b>【Q10】【Q11】</b>には、以下のような記載があり、左記の問により実務における遵守状況の把握に繋がるものと考えます。</p> <p>【Q10】「リスクベースアプローチにより講すべき低減措置を判断・実施するためには、最新の情報に基づく適切なリスク評価が不可欠です。そのため、例えば、高リスク先については1年に1度、中リスク先については2年に1度、低リスク先については3年に1度といった頻度で情報更新を行うことが考えられます。なお、この例に限らず情報更新の頻度を決定することも考えられます。」  【Q11】「Q10に記載の、高リスク先については1年に1度、中リスク先については2年に1度、低リスク先については3年に1度といった頻度に限らず情報更新の頻度を決定する場合、全顧客のリスク格付を行っていることを前提として、自らの顧客リスク評価を適切に行う観点から更新頻度の妥当性を検証した上で、それ以降も定期的に更新頻度の妥当性に問題がないことを検証することが必要であると考えます。  具体的には以下の対応を行うことが考えられます。  ①過去の定期的な情報更新による顧客リスクスコアの上昇度合い等を分析し、顧客リスク評価を適切に保つために合理的な頻度を設定  ②リスクが上昇するイベント発生時に調査し、必要に応じて顧客情報更新・顧客リスク評価見直し  ③顧客情報更新に取引モニタリング・フィルタリングを活用。検知した顧客を調査、必要に応じて情報更新・顧客リスク評価見直し  ④上記の有効性を定期的（例えば年次）に検証し、その結果を踏まえて適宜対応を見直し」</p> <p>販売会社における顧客層とリスク管理の粒度を合わせて理解することが、当該販売会社におけるマネロン・テロ資金供与リスクの評価につながります。</p>
D6-1	投資信託に係る疑わしい取引を検知するシナリオ（いわゆるレッド・フラッグ）の数をお答えください。	これらは、金融庁のFAQで示される「リスク評価書に記載されているリスク管理態勢全般の内容のうち、管理の考え方や手続といった他社に開示することが不適切なもの」に該当していると考えられるのではないかでしょうか。	開示できる範囲にてご回答いただければ結構です。投信委託会社を含む他社への開示の可否等の判断は各販売会社にて行われるべきであると考えます。疑わしい取引の検知、検証及び報告は、マネロン・テロ資金供与対策において重要な柱の一つであるところ、左記の問はガイドラインのII-2 (1) リスクの特定【対応が求められる事項】④において求められている、投信委託会社が販売会社のリスク管理態勢の有効性も含めマネロン・テロ資金供与リスク評価を行う上で、必要な情報であると考えます。
D6-2	投資信託に係る取引に関連するシナリオにより検知された取引（レッド・フラッグ取引）が疑わしい取引に該当するかどうかを検証するプロセスをご回答ください。	FAQ該当箇所 II-2 (4) 海外送金等を行う場合の留意点 (i) 海外送金等	開示できる範囲にてご回答いただければ結構です。投信委託会社を含む他社への開示の可否等の判断は各販売会社にて行われるべきであると考えます。疑わしい取引の検知、検証及び報告は、マネロン・テロ資金供与対策において重要な柱の一つであるところ、左記の問はガイドラインのII-2 (1) リスクの特定【対応が求められる事項】④において求められている、投信委託会社が販売会社のリスク管理態勢の有効性も含めマネロン・テロ資金供与リスク評価を行う上で、必要な情報であると考えます。
D6-3	上の検証に際して必須としている資料・書類等をご記載ください。		
D6-4	検証のために使用した資料・書類等の文書の保存の媒体及び		

項目番号	標準質問票の質問	標準質問票の質問へのFAQ	回答の手引き
	保管年限を定めた規程の有無をご回答ください。		
D6-5	疑わしい取引の可能性ありとして検知される事例につき、平均的な月間件数をご回答ください。	<p><b>【Q】</b>          「金融機関等には、コルレス先や業務委託先等に対して、自らのリスク管理態勢や低減措置等の状況を適切に説明することが必要となる場面も考えられる」とありますが、具体的にどのような内容を説明することを想定しているのでしょうか。</p> <p><b>【A】</b>          例えば、リスク評価書に記載されているリスク管理態勢全般の内容のうち、管理の考え方や手続といった他社に開示することが不適切なもの（例えば、共有の同意のない顧客情報等）以外の情報をコルレス先に開示することなどを含め、自らが直面しているリスクの管理態勢や、低減措置等の内容を説明することを想定しています。</p>	
D8-1	貴社が取引開始時及びその後定期的に行う制裁リストとの照合（スクリーニング）において、顧客及びその実質的支配者以外も対象としていますか。（例えば、代表者、署名権限者等）	設問の趣旨は何か。	<p>左記の問で、ガイドラインのII-2（3）リスクの低減（iii）取引モニタリング・フィルタリングの【対応が求められる事項】、及びFAQのII-2（3）（iv）取引モニタリング・フィルタリングに定める要件の実務における遵守状況の把握に繋がるものと考えております。</p> <p>ちなみに、FAQでは、外務省告示の発出日以降、金融機関等は、速やかに制裁対象者リストの更新に着手し、合理的な期間までに差分照合を完了することが求められております。</p> <p>ここでお尋ねしているのは、例えば業界団体等が漏れなく会員通知をしているかどうかではなく、各販売会社がリスクを低減させるための措置として十分なスクリーニングを行なっているかを判断するための材料です。</p> <p>D8-1は、口座開設時及び継続的顧客フィルタリングにおいてフィルタリングの対象としている情報（データ）をご回答ください。</p>
D8-2	貴社が顧客との取引開始後に行う定期的なスクリーニングの頻度をご回答ください。		既存顧客に対する定期的なフィルタリングの頻度をご回答ください。（日次、週次等）
D8-3	顧客、実質的支配者その他のスクリーニングはどの言語で実施していますか。		突合対象である顧客等データの言語データフォーマットをご回答ください。
D8-4	貴社が制裁スクリーニングで使用している制裁リストに、日本の財務省による資産凍結等対象者リストが含まれていますか。		
D8-5	スクリーニングにおいて用いる制裁対象者等リストの更新頻度をリストごとにご回答ください。		顧客及び取引フィルタリングに用いるリストの更新頻度をリストごとにご回答ください。
D8-6	スクリーニングで該当があった際の検証・承認プロセスをご		該当があった際に同一人物であるかどうかの検証方法・体制

項目番号	標準質問票の質問	標準質問票の質問へのFAQ	回答の手引き
	回答ください。		(再鑑の有無等) 及び承認手続きをご回答ください。
D8-7	スクリーニングで該当があった際の検証において、必須としている資料・書類等をご記載ください。		該当があった際に同一人物であるかどうかの検証を行う際に必須としている資料・書類等（本人確認書類、公的情報データベースからの情報等）をご回答ください。
D8-8	検証に使用した資料・書類の保存媒体及び保存年限を定めた規程の有無をご回答ください。		検証に使用した資料・書類の保存媒体及び保存年限を定めた規程の有無をご回答ください。
D8-9	貴社の投信口座の顧客が、マネー・ローンダーリング若しくはテロ資金供与に関与する者、または経済制裁対象者であることが判明した場合の対応についてご回答ください。	多くの販売会社では顧客に対象者がいる可能性は極めて低いと考えております。過去に対象者がいない場合は「対象者なし」と回答すればよいでしょうか。	左記の問は、判明した場合の対応を含めたマネロン・テロ資金供与対策の管理態勢を理解するための質問であり、過去の対象者の有無を問う質問ではございません。対象者がいることが判明してから対応方法を検討したのでは遅すぎると考えます。判明した場合の対応方法等（検証、エスカレーション、承認方法を含む。）について記述をお願いいたします。
D8-10	貴社の投信口座の顧客が、マネー・ローンダーリング若しくはテロ資金供与に関与する者、または経済制裁対象者であることが判明した場合、当社に通知していただくことは可能ですか。	顧客情報には守秘義務がかかりますことから通知ができないものと考えます。	左記の問は、判明した場合の投信委託会社に対する通知の可否を把握する趣旨であり、顧客情報を詳細に開示することを求めるものではありません。判明した場合に、投信委託会社に対しての通知の可否をご回答ください。（個別の顧客情報の詳細ではなく、該当者があることが判明した事実についての通知。）
D8-11	顧客以外の取引先や業者（業務委託先等）に対して制裁スクリーニングを行っていますか。	設問の趣旨は何か。	実状に合わせて可能な範囲でご回答ください。D8-11は、顧客以外の取引先や業者（業務委託先等）に対する制裁規制遵守状況を把握するための質問です。金融機関として、制裁対象者との取引は（当局からの承認や許可がある場合を除いて。）排除するべきであるため、すべての販売会社にうかがう必要があると考えます。
D8-12	顧客以外の取引先や業者（業務委託先等）の制裁スクリーニングの頻度をご回答ください。		D8-12からD9-5は、ガイドラインのIII-5 職員の確保、育成等【対応が求められる事項】において、研修に関する要件が定められており、販売会社においての実施状況を把握するための重要な質問であるため、すべての販売会社を対象とする必要があると考えます。
D9-1	Wolfsberg FCCQ の17の研修を実施している場合、その頻度をご回答ください。		
D9-2	Wolfsberg FCCQ の43a の研修を実施している場合、その頻度をご回答ください。		
D9-3	Wolfsberg FCCQ の43b の研修を実施している場合、その頻度をご回答ください。		
D9-4	Wolfsberg FCCQ の43c の研修を実施している場合、その頻度をご回答ください。		
D9-5	Wolfsberg FCCQ の43d の研修を実施している場合、その頻度をご回答ください。		
D10-1	AML, CFT 及び制裁関連の当局による検査につき、直近の実施日および、指摘事項があればその内容・対応する改善策をご回答ください。	当局検査に関しては「検査関係情報（検査を受けている事実、検査中の検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査対象先の役職員等とのやりとりの内容及び検査終了通知書）」について、第三者への開示は禁止されています（証券	左記の問は、開示可能な範囲内でご回答いただければ結構です。また、検査当局から開示制限が課されている情報は回答不要です。公表された行政処分がある場合などでは、販売会社の側から改善策を前広にご回答いただくことも考えられま

項目番号	標準質問票の質問	標準質問票の質問へのFAQ	回答の手引き
		取引等監視委員会検査モニタリング基本指針より)。回答することは販売会社の立場を危うくすることになると考えています。	す。
D10-2	AML, CFT 及び制裁関連の内部監査につき、実施頻度および直近の実施日をご回答ください。	設問の趣旨は何か。	<p>ガイドラインの II-2 (1) リスクの特定【対応が求められる事項】④において、投信委託会社は、販売会社のリスク管理態勢の有効性も含めマネロン・テロ資金供与リスクを検証することが求められています。従いまして、左記の問は、投信委託会社が販売会社のリスク管理態勢の有効性を判断するための要素となりますので、すべての販売会社を対象とする必要があると考えます。従って実状に合わせて可能な範囲でご回答ください</p> <p>例えば、内部監査が定期的に行われている等の状況は、リスク評価においては前向きに評価される事項と考えられますので、前広にご回答いただく事例も考えられます。</p>
D10-3	第三者機関によるAML, CFT 及び制裁関連の監査を受けておられましたら、直近の実施時期および、指摘事項があればその内容及び対応する改善策をご回答ください。	指摘事項を開示する必要があるのでしょうか。（本質問票の回答内容に関する守秘義務契約の内容を存じあげないため。）	<p>ガイドラインの II-2 (1) リスクの特定【対応が求められる事項】④において、投信委託会社は、販売会社のリスク管理態勢の有効性も含めマネロン・テロ資金供与リスクを検証することが求められています。</p> <p>従いまして、左記の問は、投信委託会社が販売会社のリスク管理態勢の有効性を判断するための要素となりますので、各販売会社の状況や判断に応じ、可能な範囲でご回答ください。</p> <p>なお、第三者機関による監査には、販売会社が自らの管理態勢の有効性を確認するために第三者（例えば監査法人）に委託する場合も考えられます。指摘事項があったとしても、そのような監査はリスク評価においては前向きな事情として評価される可能性があります。</p>
D10-4	過去5年間にグループ会社も含めて当局によるAML, CFT 及び制裁に関連した処分があれば、その時期、内容及び対応状況をご回答ください。	公表される処分内容は回答できますが、対応状況（法令に基づき金融庁に報告される認識です。）を開示してよいかどうかは金融庁に確認する必要があるのではないうか。	可能な範囲でご回答ください。ご回答をいただけない場合にはその理由をご記入ください。左記の問は、投信委託会社が販売会社のリスク管理態勢の有効性を判断するための要素となります。ご回答をいただけない場合にはその理由をご説明いただぐ追加情報記入欄を設けておりますので、そちらへ理由をご記入いただければ結構です。ただ、公表された行政処分がある場合などでは、販売会社の側から改善策を前広にご回答いただく事例も考えられます。
D11-1	貴社は、投資信託の販売業務において、仲介業者又は取次業者を使用していますか。	仲介業者又は取次業者を使用している社に限られた質問と理解しております。「D11-1」で「いいえ」と回答した場合、以下は回答不要という理解でよいか。	D11-1a以降は、D11-1の回答が「はい」の場合にのみご回答ください。
D11-1a	「はい」の場合、仲介業者及び取次業者の名称、業態とグループ会社であるかどうかをご記入ください		

項目番号	標準質問票の質問	標準質問票の質問へのFAQ	回答の手引き
D11-1b	仲介業者及び取次業者に対して、AML, CFT 及び制裁の観点からデュー・ディリジェンスを実施していますか。		
D11-1c	それぞれの仲介業者及び取次業者について、リスク評価を行っていますか。		
D11-1d	デュー・ディリジェンスやリスク評価の見直しの頻度をご回答ください。リスク（例えば、High, Medium, Low 等）によって異なる場合には「その他」を選択し、右横の欄にご記入ください。		
D11-1e	既存の仲介業者・取次業者に行政処分等の不祥事件が起こった際の対応をご回答ください。		
D12-1	反社会的勢力排除に係る方針・規程の有無をご回答ください。	他団体の規則や申し合わせ等により、反社への対応の内容について非開示とされています。回答内容によっては、反社対応に支障を生じる恐れがあります。	ご懸念は特に D12-7 にかかるものと考えます。実状に合わせて可能な範囲でご回答いただきたいと存じます。
D12-2	顧客名を反社会的勢力のリストに対しがクリーニングを行っていますか。		ガイドラインの II-2 (1) リスクの特定【対応が求められる事項】④において、投信委託会社は、販売会社のリスク管理態勢の有効性も含めマネロン・テロ資金供与リスクを検証することが求められております。
D12-3	顧客名の反社会的勢力のリストに対するスクリーニングの頻度をご回答ください。		投信委託会社の運用するファンドへ反社会的勢力の資金が流入することを防ぐためには、ゲートキーパーとなる販売会社での対応を把握し、有効性を検証する必要があると考えます。
D12-4	顧客以外の取引先や業者（業務委託先等）に対して反社会的勢力リストに対するスクリーニングを行っていますか。		左記の間への回答は、投信委託会社が販売会社のリスク管理態勢の有効性を判断するための要素となると考えます。
D12-5	顧客以外の取引先や業者（業務委託先等）の反社会的勢力スクリーニングの頻度をご回答ください。		
D12-6	スクリーニングにおいて合致（部分的な合致も含む）があつた場合、それが真の合致なのか誤った合致なのかを検証する方法をご回答ください。		
D12-7	貴社の投信口座の顧客が反社会的勢力と判明した場合の対応をご回答ください。		
D12-8	顧客の投信口座の顧客が反社会的勢力と判明した場合、当社に通知していただくことは可能ですか。		